

定 例 公 安 委 員 会 開 催 概 要

1 開催日

令和 8 (2026) 年 8 月 19 日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「熊本県の地震に続き千葉県で豪雨災害があった。雨によって約2,500台の車が放置されているとのことで、被災者、対応に当たっている現場の方々の苦労は相当なものだと思う。この他にも交通事故や水難事故の発生が連日報道されており、いつ発生するか分からない災害等への対応の難しさを感じている。また、先日の「盛岡さんさ踊り」に続き、来月12日から山車が盛岡市内を回る「盛岡秋祭り」が始まるが、県では観光振興による交流人口の増加に力を入れているところ、県内外から多くの方々が集まることが予想される。災害や行事等が増えれば警察の業務も増えることとなるが、県民は警察を頼りにしているので、引き続き関係する自治体や団体と協力しながら適切な対応をお願いしたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 東北管区警察局による監察の受監結果について

警察本部から、「東北管区警察局による監察の受監結果について報告する。監察実施項目は、厳正にして合理的な許可等事務の管理及び運用の推進状況であり、7月1日に警察本部の生活安全企画課、翌2日に二戸警察署がそれぞれ受監した。生活安全部門が所管する許可等事務の管理システムを改良し、システムから「許可証記載事項」を印字し、シール台紙に印刷して許可証に貼付することで許可証作成の効率化を図っている点が評価され、指摘や指導事項はなかった。今回の監察結果は、各所属に通知して情報共有を図っている。」旨の報告があった。

【生活安全部議題】

○ 金属盗対策法に係る処分基準の制定及び古物営業法等に係る処分基準の改定について

警察本部から、「本件は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の本年6月1日の全面施行を受け、警察庁から、同法に規定する特定金属くず買受業に係る処分基準のモデルの新設等を内容とした「古物営業法等に係る審査基準及び処分基準のモデルの改定について」が発出されたことに伴い、県公安委員会の処分基準について、「金属盗対策法に係る処分基準の制定」と「その他の業法に係る処分基準の改定」を行うものである。

「金属盗対策法に係る処分基準の制定」は、金属盗対策法第11条に規定する「特定金属くず買受業を営む者に対する指示」及び同法第12条に基づく「特定金属くず買受業の停止命

令」の処分基準を新設するものであり、「その他の業法に係る処分基準の改定」は、古物営業関係法令、質屋営業法、警備業法、探偵業法に係る処分基準を改定するものである。処分基準の作成日は決裁日とする。」旨の報告があった。

○ 第49回盛岡さんさ踊りに伴う雑踏警備結果について

警察本部から、「第49回盛岡さんさ踊りは、8月1日から4日までの4日間、盛岡市中央通、県庁前の約1キロメートルの区間で行われた。パレードの参加人員は4日間の合計で169団体、1万7,079人であり、参集人員は112万6,000人であった。雑踏警備は、警備実施本部を盛岡東警察署、現地警備本部を盛岡市中央通一丁目の日影門緑地隣・北日本銀行駐車場内に設置し、盛岡東署員延べ420名、本部地域課員延べ15名の体制で実施した。また、期間中は、主催者、警備保障会社、交通、防犯隊員、消防署員等による自主警備も行われた。4日間を通じ、体調不良や迷子・迷い人、泥酔者、遺失・拾得等の取扱いがあったが、雑踏事故の発生はなかった。」旨の報告があった。

【交通部議題】

○ 岩手県道路交通法施行細則の一部改正について

警察本部から、「今回の公安委員会規則たる細則の一部改正では、大きく4点の改正を予定している。一つ目は、9月1日改正道路交通法施行令の「生活道路における自動車の法定速度30キロメートルへの引き下げ」に伴うものであり、細則第5条に規定する「交通規制の対象から除く車両」の最高速度について、従来的高速道路100キロメートル、それ以外の道路60キロメートルに加え、9月1日以降、中央線のない道路の法定速度30キロメートルが加わることから、所要の加筆修正等を行うものである。二つ目は、細則第7条に規定する「警察署長の通行許可」であり、現行では、車両通行止め規制と歩行者用道路規制について、入口となる交差点から出口となる交差点までの区間の通行許可申請を審査の上許可しているところ、単に指定方向外進行禁止といった点規制だけでも通行許可を出せるよう所要の加筆修正等を行うものである。三つ目は、細則第10条に規定する「公示による弁明の通知」のうち、第2項で違法駐車に対する違反者の弁明書の提出期限を延長するものであり、現行では、公示送達において、「相手方に公示事項が到達したものとみなされる日」と「弁明書の提出期限」が同一日となっていることから、公示送達による通知が到達したとみなされる日から起算し14日後を弁明書の提出期限とするよう改正するものである。四つ目は、細則第12条に規定する「公安委員会が定める自動車の積載物の高さ制限」について、大型貨物輸送等のため、高さを通常の3.8メートルから4.1メートルまで緩和する道路を定める改正となる。本細則の施行日は本年9月1日を予定している。」旨の説明があり、決裁をした。

《 委員質疑 》

「生活道路30キロの規制になった生活道路に従来の40キロの標識がある場合、その標識はそのまま使われるのか。」

→本部説明

「交通規制課で確認の上、必要な見直しを行う方針である。」

【警備部議題】

○ 東日本大震災津波警察活動写真展の開催について

警察本部から、「防災週間に合わせ、震災の記憶と教訓を継承するとともに、警察官及び来庁者の防災意識の高揚を図るため、9月1日から同月25日までの間、警察本部庁舎1階のエントランスホールにおいて、東日本大震災津波警察活動写真展を開催する予定である。写真展では、震災当時の県内の被害状況や発災直後から行われた各種警察活動、全国警察からの特別派遣部隊の活動等を記録した写真のほか、活動警察官の体験を記した手記を展示する予定である。写真展の開催は県警ホームページで広報し、期間中は報道機関の取材も予定されている。」旨の報告があった。

《 委員質疑 》

「写真展は年に何回くらい開催しているのか。」

→本部説明

「近年は、年に1回から3回、東日本大震災津波の発生した3月11日とその前後、9月1日の「防災の日」、警察学校のオープンキャンパス等の機会に合わせて開催している。今後も様々な機会に合わせて開催していきたい。」

■個別会議

○ 交通規制課

岩手県道路交通法施行細則の一部改正についての説明

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 交通企画課

運転免許更新区分処分に対する審査請求の審理結果についての説明、決裁

○ 交通指導課

運転免許取消処分の取消しを求める審査請求の取下げについての説明、決裁

○ 人身安全少年課

ストーカー規制法による禁止命令等実施報告

○ 総務課

公安委員会あて文書の受理・処理についての説明、決裁

保存期間が満了した岩手県公安委員会が保有する行政文書の措置（諮問結果）についての説明、決裁